

令和4年度

第3回 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・  
同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会

令和4年10月7日(金) 10時00分から

山口地方合同庁舎2号館5階会議室

議 題

1 金額審議について

2 その他

# 資 料

## 1 都道府県別鉄鋼の特定最低賃金

## 都道府県別鉄鋼の特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金					地域別最低賃金	
		現行額	令和4年度	引上げ額	令和3年度の引上げ額	発効日	令和4年度	引上げ額
北海道	C	979	1000	21	+12	R3. 12. 1	920	31
青森	D	929	958	29	+26	R3. 12. 21	853	31
岩手	D	878			+26	R3. 12. 29	854	33
宮城	C	953			+28	R3. 12. 15	883	30
茨城	B	975			+30	R3. 12. 31	911	32
群馬	C	946			+25	R3. 12. 29	895	30
千葉	A	1,023			+28	R3. 12. 25	984	31
東京	A	871		埋没		H26. 3. 23	1,072	31
神奈川	A	874		埋没		H26. 3. 15	1,071	31
愛知	A	996	1018	22	+20	R3. 12. 16	986	31
三重	B	739		埋没		H10. 12. 15	933	31
大阪	A	996			+28	R4. 1. 22	1,023	31
兵庫	B	992	1024	32	+28	R3. 12. 1	960	32
和歌山	C	977			+28	R3. 12. 30	889	30
島根	D	954	987	33	+32	R3. 11. 26	857	33
岡山	C	985			+23	R4. 1. 5	892	30
広島	B	995			+25	R3. 12. 31	930	31
山口	C	995			+28	R3. 12. 15	888	31
福岡	C	980	1010	30	+4	R3. 12. 10	900	30
大分	D	981			+30	R3. 12. 25	854	32

※赤字は、10/6に把握されたもの

(写)

令和4年10月7日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 殿

山口地方最低賃金審議会  
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、  
非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会  
部会長 通山 和史

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、  
非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月29日山口地方最低賃金審議会において付託された山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致により別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

(公益代表委員)

部会長 通山 和史  
部会長代理 赤 穴 泰 博  
小林 友 則

(労働者代表委員)

河 村 裕 幸  
橋 本 正 勝  
横 山 崇

(使用者代表委員)

荒瀬 慎太郎  
大澤 真司  
車 田 好 生

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、  
非鉄金属素形材製造業最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、鉄鋼業（高炉による製鉄業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業又は鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は炊事の業務
  - ロ 手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務
  - ハ 倉庫番又は場内整理業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,024円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月15日

(写)

令和4年10月7日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、  
非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定について（答申）

令和4年7月29日付け山口労発基0729第3号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって  
別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、鉄鋼業（高炉による製鉄業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業又は鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務

ハ 倉庫番又は場内整理業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,024円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月15日